

埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業

業務委託企画提案募集要領

1 委託業務名

埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業

2 委託予定額

3,355,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

3 委託業務の内容

別紙「埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格

複数の者による共同提案を認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約締結後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

なお、代表者以外の構成員についても、「3（2）のオ及びキからコ」に定める参加資格の確認に必要な書類を提出するものとする。

参加者に必要な資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) こども食堂等のこどもの居場所づくりについて見識があり、こどもの居場所等地域ネットワークづくりに関する的確なアドバイスを行えるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものではないこと。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県における一般競争入札の参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- (6) 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年3月31日付入審第97号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

5 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

実施要領掲載	5月 8日（水）
質問受付	5月 8日（水）～5月14日（火）
質問への回答	5月15日（水）

企画提案書受付 5月 8日(水)～5月24日(金)
審査結果通知 5月31日(金)

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書(様式1)

イ 企画提案書

別紙「埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の内容を必ず記載すること。

(ア) 事業計画

・ 全体スケジュール

・ 広報計画

地域ネットワークの新たな立ち上げに寄与するよう、効果的な広報手段について提案すること。

・ 申請書等の受付・審査・通知体制

・ 地域ネットワークの立ち上げ、強化に関する相談対応

(イ) 運営体制

(ウ) 予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案

ウ 見積書

エ 法人の事業概要が分かるもの

6 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

埼玉県福祉部こども支援課 こどもの居場所担当

電話 048-830-3348

FAX 048-830-4784

メール a3330-04@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年5月24日(金)午後5時00分まで

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

オ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

7 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年5月14日（火）午後5時00分まで

(2) 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出すること。

（提出先アドレス）a3330-04@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和6年5月15日（水）までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

8 契約先候補者の決定方法

提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、書面により審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

審査結果通知日（予定）：令和6年5月31日（金）

9 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、委託契約書を締結する。

(2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、企画提案競技審査委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。

10 担当者連絡先

6(2)〈提出先〉と同様